

**令和 2 年度**

**千葉県サービス管理責任者基礎研修**

**(千葉県児童発達支援管理責任者基礎研修)**

# 講義資料



**千葉県健康福祉部障害福祉事業課**



# 令和2年度千葉県サービス管理責任者基礎研修（児童発達支援管理責任者基礎研修） 講義プログラム

日程	項目(講義名)	内 容	担当者	頁
9:30~9:40	オリエンテーション	1日の流れの説明等		
9:40~10:10	障害者総合支援法と児童福祉法 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の制度上の位置づけ・責務等	サービス管理責任者等の位置づけや責務について理解する。 ・サービス事業者等の責務 ・サービス管理責任者の運営基準上の取扱い 障害福祉施策の動向について	千葉県健康福祉部障害福祉事業課 岡安 勇樹	1
10:10~10:40	サービス提供の基本的な考え方について	サービス提供の基本的な考え方を理解し、利用者中心のサービス提供を実施すること等について理解する。	社会福祉法人あひるの会 あかね園 松尾 公平	15
10:40~10:55	休憩			
10:55~11:45	サービス等利用計画と個別支援計画の関係	サービス等利用計画等の総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等利用計画の総合的な援助方針であることを認識する。 個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。	医療法人財団はるたか会 中核地域生活支援センター ほっとねっと 桑田 良子	32
11:45~12:45	昼食・休憩			
12:45~13:55	サービス提供のプロセス	サービス提供のプロセスを理解し、利用者中心のサービス提供をしていくことを理解する。 PDCAサイクルによるサービス内容を確認することの重要性とその方法及び個別支援計画の意義を理解する。	社会福祉法人フラット 相談支援事業所座ぐり 飯ヶ谷 徹平	73
13:55~14:05	休憩			
14:05~16:40	サービス提供事業所の利用者主体アセスメント	サービス提供を希望する利用者や家族理解を深めるための手法と視点を理解する。 1.概要 2.児童分野 3.就労分野 4.自立訓練 5.自立生活援助・共同生活援助 6.介護分野	社会福祉法人嬉泉 袖ヶ浦のびろ学園 菅原 良武 特定非営利活動法人EPO Bring upちば子ども発達センター 小山 恵美子 社会福祉法人あひるの会 あかね園 松尾 公平 社会福祉法人千葉県身体障害者 福祉事業団 千葉リハビリテーションセンター 篠原 正倫 社会福祉法人りべるたす 相談支援センターこすもす 伊藤 佳世子 社会福祉法人佑啓会 ふる里学舎あすみが丘 林 博樹	103
16:40~16:45	講義 総括		千葉県健康福祉部障害福祉事業課	



# 障害者総合支援法と児童福祉法 サービス管理責任者・児童発達支援管理 責任者の制度上の位置づけ・責務等

千葉県健康福祉部障害福祉事業課  
地域生活支援班 岡安 勇樹

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の位置付け

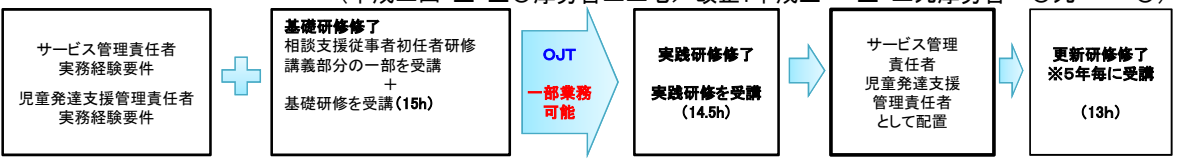
### 基準省令

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七一)  
指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七二)  
指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一五)  
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一六)  
(従業者)

- 指定療養介護事業所ごと利用者の数の区分に応じ、**サービス管理責任者を配置する。**
- 児童発達支援管理責任者 一以上

### 告示

サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成一八・九・二九厚労告五四四)  
障害児通所施設又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの  
(平成二四・三・三〇厚労告二二七/改正:平成三一・三・二九厚労告一〇九・一一〇)



### 通知

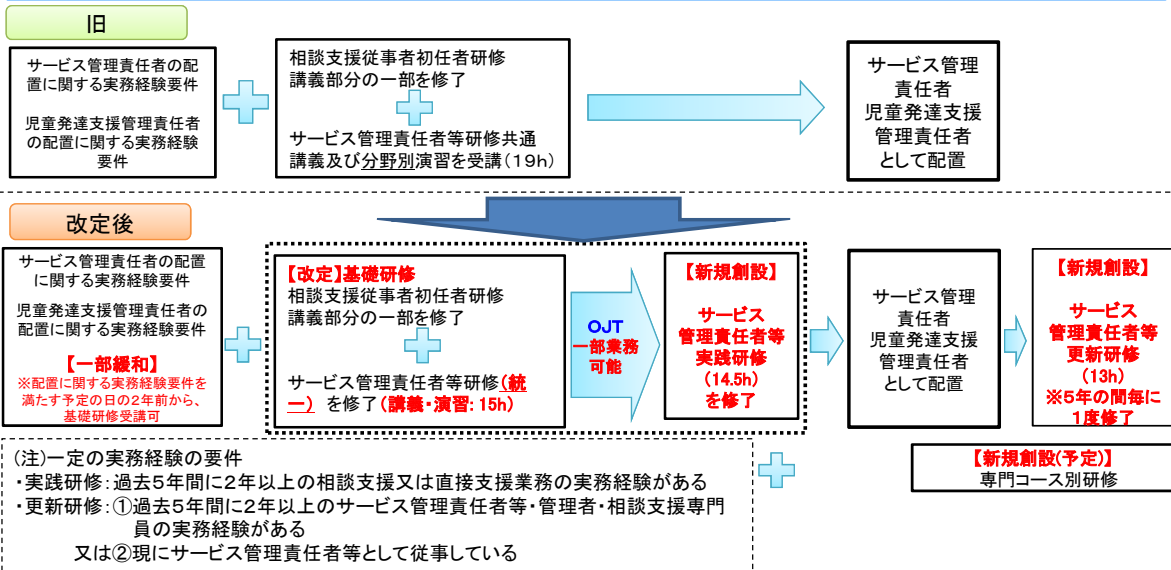
サービス管理責任者研修事業の実施について(平成一八・八・三〇 障発〇八三〇〇〇四)

- サービス管理責任者研修
- 児童発達支援管理責任者研修

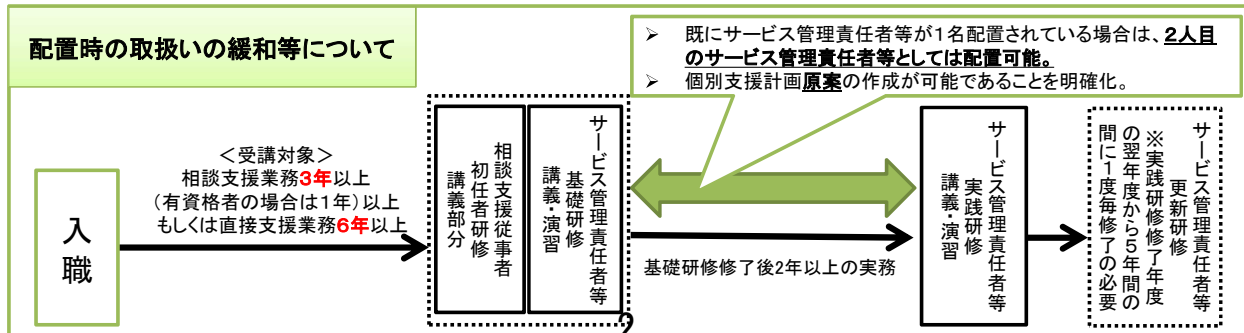
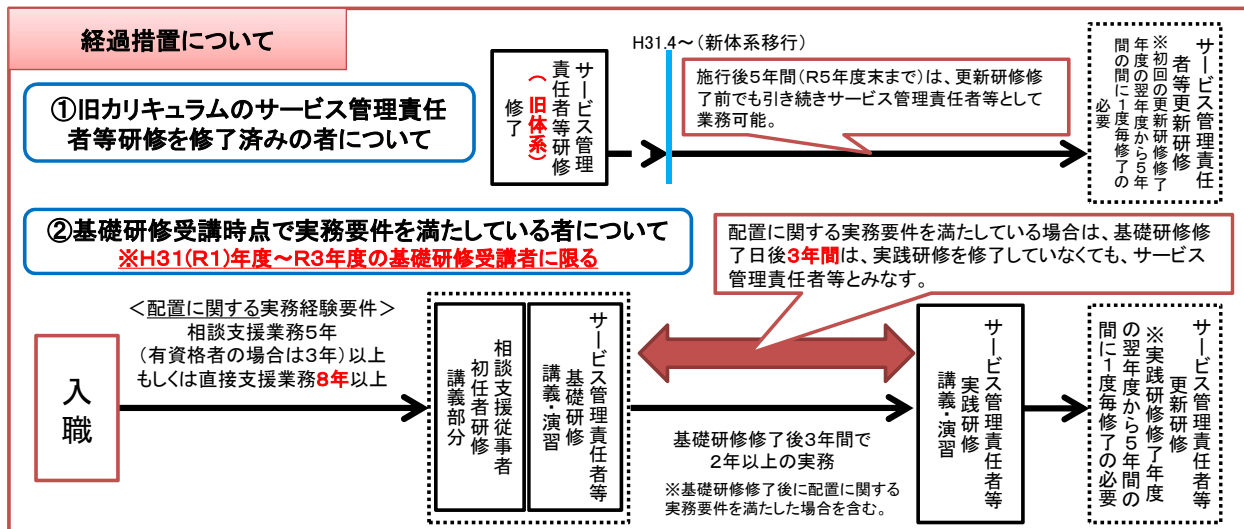
都道府県等による初任者及び現任研修は  
**標準カリキュラム以上の内容**で実施する。

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修**、**実践研修**、**更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。  
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。  
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補充(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。  
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。



## サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

共通講義及び分野別演習(旧)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h



基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分) ※本研修時点においては、告示未改正		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

基礎研修(うち研修講義、演習部分)(改正後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者の役割に関する講義	4.5h
	2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	5.5h
演習	3 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

## 新設

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	7h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	4 他職種及び地域連携に関する講義及び演習	6h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※実践研修は令和元年度の2年後より実施

※1 更新研修は、令和元年度から実施  
 ※2 令和5年度までは1及び2のみの実施でも可とする

## この講義のねらい

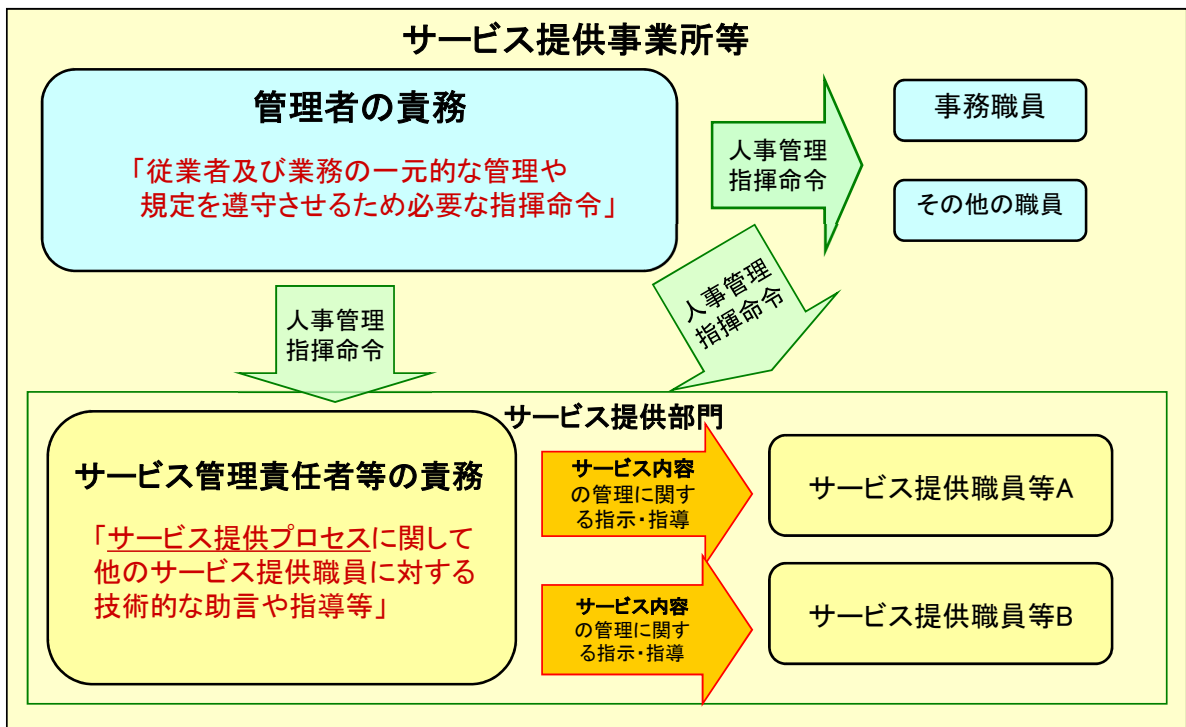
- サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)の制度上の位置づけを理解する。
- サービス管理責任者等の業務・責務を確認。  
 ⇒ 他の職員・機関とどう違うのかを明確にする

# サービス管理責任者等の制度上の位置づけ 障害福祉サービス事業者等の責務

- 1 関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うよう努めなければならない。
- 2 提供する支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより支援の質の向上に努めなければならない。
- 3 障害者等の人格を尊重するとともに、法令等を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

※【参考】障害者総合支援法第42条

## サービス管理責任者等の制度上の位置づけ サービス管理責任者と管理者・職員との関係





## 「管理者」と「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」の比較 ①

管 理 者	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者
<p>①指定要件: 専従</p> <p>②対象者像: 施設長(管理職)を想定</p> <p>③要件: ・社会福祉主事の資格を有するか又は社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者、又は社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者(最低基準)</p> <p>④根拠: 社会福祉法66条</p> <p>⑤責務: 「従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令」</p>	<p>①指定要件: 専従で常勤 <small>※児童発達支援センターについては「専任かつ常勤」、保育所等訪問支援については「常勤」の規定なし。</small></p> <p>②対象者像: サービス提供部門の管理職又は指導的立場の職員を想定</p> <p>③要件: ・実務経験(3～8年) ・サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修修了 ・相談支援従事者研修(講義部分)受講</p> <p>④根拠: 総合支援法42条、児童福祉法第21条の5の17、第24条の11</p> <p>⑤責務: 「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等」</p>

9

## 「管理者」と「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者」の比較 ②

管理者の業務内容例	サービス管理責任者等の業務内容例
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者・市町村への契約支給量報告等</li> <li>2. 利用者負担額の受領及び管理</li> <li>3. 介護給付費の額に係る通知等</li> <li>4. 提供するサービスの質の評価と改善</li> <li>5. 利用者・家族に対する相談及び援助</li> <li>6. 利用者の日常生活上の適切な支援</li> <li>7. 利用者家族との連携</li> <li>8. 緊急時の対応、非常災害対策等</li> <li>9. 従業者及び業務の一元的管理</li> <li>10. 従業者に対する指揮命令</li> <li>11. 運営規程の制定</li> <li>12. 従業者の勤務体制の確保等</li> <li>13. 利用定員の遵守</li> <li>14. 衛生管理等</li> <li>15. 利用者の身体拘束等の禁止</li> <li>16. 地域との連携等</li> <li>17. 記録の整備</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個別支援計画の作成に関する業務             <ol style="list-style-type: none"> <li>①利用者に対する面接等によるアセスメント及び支援内容の検討</li> <li>②個別支援計画の原案作成</li> <li>③個別支援計画作成に係る会議の運営</li> <li>④利用者・家族に対する個別支援計画案の説明と同意</li> <li>⑤利用者に対する個別支援計画の交付</li> <li>⑥個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)による見直しと計画の変更                 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 定期的な利用者への面接</li> <li>b. 定期的なモニタリング結果の記録</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2. 当該サービス提供事業所以外における利用状況の把握</li> <li>3. 自立した日常生活が可能と認められる利用者に対する必要な支援の提供</li> <li>4. サービス提供者(職員・従業者)への指導・助言</li> </ol>

# サービス管理責任者等の業務 (療養介護の例)

【根拠条例】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月21日千葉県条例88号)

↑ 厚生労働省令で定める基準を基に制定されるもの。

## 第3章 療養介護

### 第51条(従業者の員数)

指定療養介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

#### 四 サービス管理責任者

(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)

指定療養介護事業者ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

# サービス管理責任者等の業務 (療養介護の例)

## 個別支援計画の作成

① 管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

## サービス管理責任者等の業務 (療養介護の例)

② サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境 及び 日常生活全般の状況等 の評価を通じて **利用者の希望する生活や課題等の把握**（「**アセスメント**」）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

③ アセスメントに当たっては、**利用者に面接**して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

## サービス管理責任者等の業務 (療養介護の例)

④ サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、**利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、支援の目標 及び その達成時期、支援を提供する上での留意事項等**を記載した **個別支援計画の原案を作成**しなければならない。

この場合において、当該事業所が提供する支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

## サービス管理責任者等の業務 (療養介護の例)

⑤ サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る **会議を開催**し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

「利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。」

## サービス管理責任者等の業務 (療養介護の例)

⑥ サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について **利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意**を得なければならない。

⑦ サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該 **個別支援計画を利用者に交付**しなければならない。

## サービス管理責任者等の業務 (療養介護の例)

- ⑧ サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、**個別支援計画の実施状況の把握**(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「**モニタリング**」という。)を行うとともに、**少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直し**を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。

- ⑨ サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及び家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- 一 定期的に**利用者に面接**すること。
  - 二 定期的にモニタリングの**結果を記録**すること。

## サービス管理責任者等の責務 (療養介護の例)

### サービス管理責任者の責務

- ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所**以外**における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

## サービス管理責任者等の責務 (療養介護の例)

② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

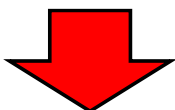
③ **他の従業者に対する技術指導又は助言**を行うこと。

## サービス管理責任者等の責務 (共同生活援助の例)

共同生活援助については、先の3つに加えて、下記の事項が責務として規定されています。

● 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

日中活動系サービス



利用者が円滑に日中活動系サービスを利用できるための支援(連絡調整など)も必要。

# 児童発達支援管理責任者の責務 (障害児通所支援の例)

## 児童発達支援管理責任者の責務

① 常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

② **他の従業者に対する技術指導又は助言**を行うこと。

※【参考】児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第29条

# 児童発達支援管理責任者の責務 (障害児入所支援の例)

障害児入所の場合は先の2つに加えて下記の事項が責務として規定されています。

## 児童発達支援管理責任者の責務

● 障害児について、その心身の状況等に照らし、指定障害児通所支援、指定障害福祉サービス その他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が**居宅において**日常生活を営むことができるよう**定期的に検討**するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、保護者及び障害児の希望を勘案し、必要な援助を行わなければならない。



# 障害福祉施策の動向

## 1 障害者総合支援制度の改正について (平成30年4月施行)

## 2 幼児教育の無償化について

### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）（平成28年5月25日成立）

#### 趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

#### 概要

##### 1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

##### 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

##### 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要がある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

#### 施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)



# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

## 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

## 精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

## 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする**
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

## 医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

## 障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

25

## 幼児教育の無償化について

（「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(12月28日関係閣僚合意)のポイント）

幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

### 1. 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
  - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
  - ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

### 2. 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

### 3. 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化
- 認可外保育施設における質の確保・向上を図るため、指導監督の充実に向けた取組や認可施設への移行支援など様々な取組を実施

### 4. 負担割合

- 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10
  - ※ 初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担。また、事務費やシステム改修費についても一定の配慮措置。

### 5. その他

- 就学前の障害児の発達支援を利用する3～5歳の子供たちについても、利用料を無償化。幼稚園や保育所等を併用する場合も含む
- 実施時期：2019年10月1日

## 障害児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて

無償化の対象となる就学前の障害児の発達支援の範囲については以下のとおり。

サービス内容	利用者数	施設事業所数
<b>児童発達支援</b> <small>(児童福祉法第6条の2の2)</small>	98,206	5,973
<b>医療型児童発達支援</b> <small>(児童福祉法第6条の2の2)</small>	2,161	96
<b>居宅訪問型児童発達支援</b> <small>(児童福祉法第6条の2の2)</small>	14	8
<b>保育所等訪問支援</b> <small>(児童福祉法第6条の2)</small>	2,568	498
<b>福祉型障害児入所施設</b> <small>(児童福祉法第42条)</small>	1,526	186
<b>医療型障害児入所施設</b> <small>(児童福祉法第42条)</small>	1,997	187

- ※1. 児童福祉法第21条の5の4における特例障害児通所給付費に係る利用者負担についても対象とし、通所特定費用(児童福祉法第21条の5の3)、入所特定費用(児童福祉法第24条の2)及び医療にかかる利用者負担を含めない。また、放課後等デイサービスについては、就学後の児童を対象としたものであるため無償化の対象とはならない。
- ※2. 利用者数及び施設・事業所数は平成30年8月サービス提供分の国保連データ。
- ※3. 医療型障害児入所施設には、指定発達支援医療機関を含む。
- ※4. 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様に、一般財源とする。無償化に必要な地方財源を確保するとともに、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。

# サービス提供の基本的な考え方について

社会福祉法人 あひるの会

あかね園

施設長 松尾 公平

はじめに

大きく変わりつつある障がい福祉分野

# 障がい者を取りまく変化 「〇〇から〇〇へ」

～「制度」・「本人、家族」・「施設」・「職員」の変化～



戦後～ 措置制度	平成15年～ 支援費制度	平成18年～ 障害者自立支援法	平成25年～ 障害者総合支援法
<p><b>制度の変化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「措置」から「契約」へ</li></ul> <p><b>サービス（支援者）の変化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「保護」から「支援」へ</li><li>・「施設職員」から「サービス業」へ</li><li>※サービスの受託者から提供者へ</li></ul>	<p><b>制度の変化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「障害別」から「個別」へ</li><li>※サービス提供主体（障がい）の一元化</li><li>・「福祉」から「一般就労」へ</li><li>・「国が支える」から「みんなで支える」へ</li><li>※安定財源の確保、利用料の一分負担</li></ul> <p><b>サービス（支援者）の変化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「独占」から「競争」へ</li><li>※運営主体の緩和</li></ul>	<p><b>制度の変化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「施設」から「地域（共生）」へ</li><li>・「サービスを受ける立場」から「サービスを使い自分らしく生きる」へ</li><li>※自己選択、自己決定の時代へ</li></ul> <p><b>サービス（支援者）の変化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「運営」から「経営」へ</li><li>・「肉体労働？」から「感情労働」へ</li></ul>	

## 障がい福祉の「今」は

- 福祉制度が複雑化し、各サービス（事業所）の「役割」や「成果」が明確化されたことにより、支援の質を高める必要性が生じている
- 地域共生社会の実現（国家による目標）
- 住民参加による地域づくり（人の生活は制度だけでは完結しない）
- 社会保障費の増大（公的サービスの限界）
- 「伴走型支援」への期待の高まり

# サービス提供の基本的な考え方

## サービス提供の基本的な考え方

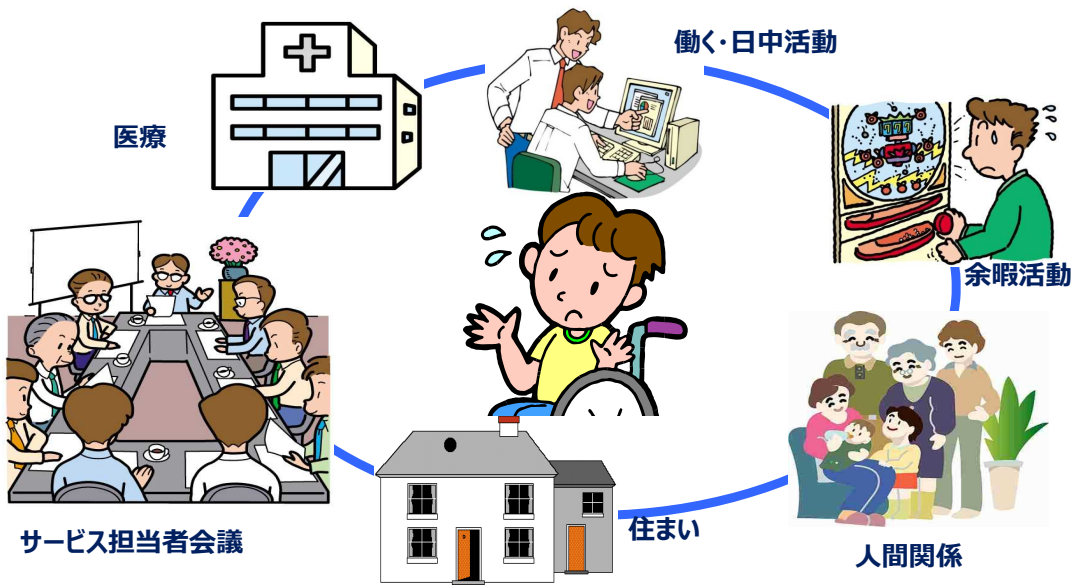
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

### (基本理念)

**第一条の二** 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

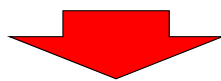


# 障害者総合支援法のサービス提供 (地域生活モデル・本人中心の支援)



## 1. 利用者主体

支援を必要とする人々は、様々な「生きづらさ」を抱えていますが、各種サービス等を主体的に利用し、自分の人生を切り開いていく人でもあります。



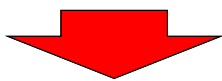
福祉サービスを提供する際には、利用者がそれらを主体的に活用して、人生を歩めるよう支援していくことが重要です。

人生の主演は  
利用者本人



## 2. 利用者の自立（自律）

福祉サービスを提供する際においては、利用者がそれらを主体的に活用して、人生を歩めるよう支援していくことが重要となります。



福祉サービスの利用においても、自分の人生は自分で決めていくこと、すなわち、その人の自立あるいは自律を尊重していくことが重要です。

自己決定の尊重  
意思決定の支援



## 3. エンパワメント

それまでの人的・社会的環境によって、主体的に自らの力を発揮することが困難な状態、すなわちパワレスな（力を失った）状況があります。

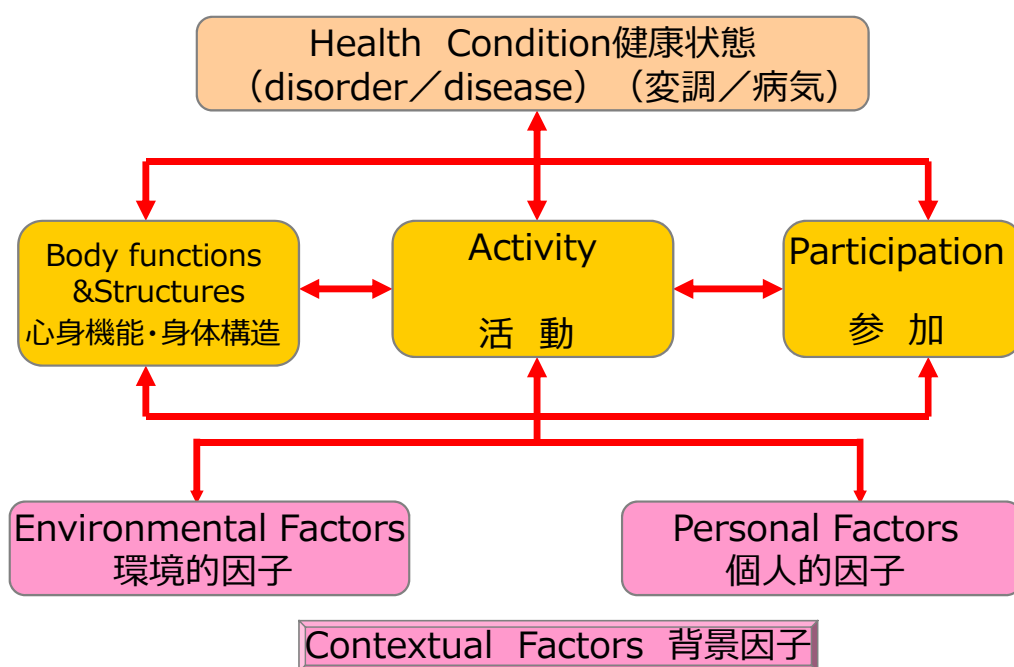


それぞれの強み（ストレンクス：strength）に働きかけて、本来持っている能力を十分に発揮できるような支援を心がける必要があります。

エンパワメントしていく過程では、本人の有する力を丁寧に再確認すること、そして、周囲の環境改善を図ることが重要となります。

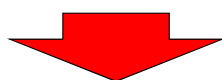


## 4. ICFの生活機能モデル



## 5. 権利擁護（アドボカシー）

虐待防止など障害者の人権を擁護していくことと、自ら権利を擁護していくことに困難を抱える障害者の権利を代弁していくことが求められます。

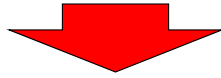


権利擁護（アドボカシー）の考え方を、必要に応じて個別支援計画の中に盛り込んでいくことも忘れずに。（作成過程も含み）



## 6. 合理的配慮

社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示が あった場合に、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を提供していくことが求められます。



一人ひとりへの合理的配慮は、個別性が高いため、サービス提供における個別支援計画の作成過程や支援を実施する中で周囲と調整しながら実現していくことが求められます。



## 7. チームアプローチ

情報を共有し合い、同じ目的に向かって「本人にとっての適切な支援」を探ることを通してチームワークを高めます。



(本人や家族を含めた) 関係するすべての人 (機関) が同じ方向を見るところから支援がスタートします。

# チームアプローチ

## 地域でのサービス担当者会議

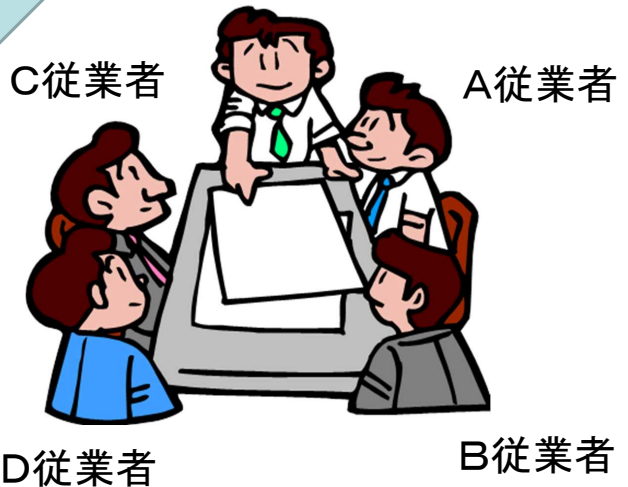
相談支援専門員



一方で

## 事業所内での支援会議

サービス管理責任者



## サービス管理責任者の立位置



サービス担当者会議

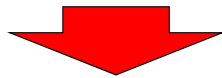
サービス担当者会議  
や事業所内の支援会  
議を活用しながらサビ  
管の様々な役割を果  
たしていきたいわ



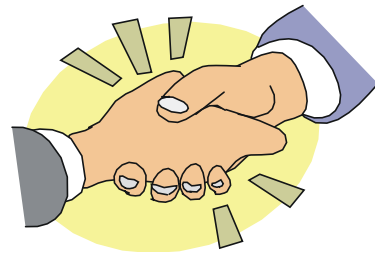
支援会議

## 8. 連携

それぞれが自事業所の「強み」「弱み」を理解した上で、地域の（他の）事業者や関係機関との連携を選択することが利用者自身の「生活の質」を高めることにもつながります。



支援者は自分たちに求められている役割とは何か。  
己を知り、地域資源を知ることも大切です。



### 個別支援計画は大切な「連携ツール」

事業所内での「支援者間」だけではなく、外部の「事業者間」での連携においては、個別支援計画が共通言語としての重要なツールとなります。

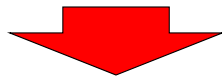


個別支援計画をツールとして活用することで、支援者や事業者間の支援体制がスムーズに構築されます。

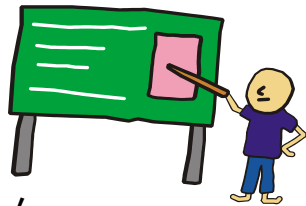


## 9. 専門性

さまざまな関係機関との連携支援（多分野協働）では、関係機関同士が互いを認め合い、対等な立場で協働していく姿勢が基本となります。



自身の「強み（専門性や情報）」を高めることやそれぞれの支援機関の有する「強み（専門性）」を知ること等、日々の「研鑽」や「更新」の作業が欠かせません。

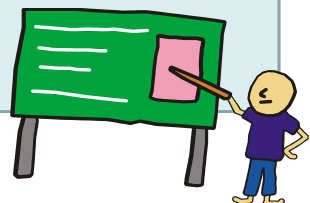


## 10. 個別支援計画の大事な要素

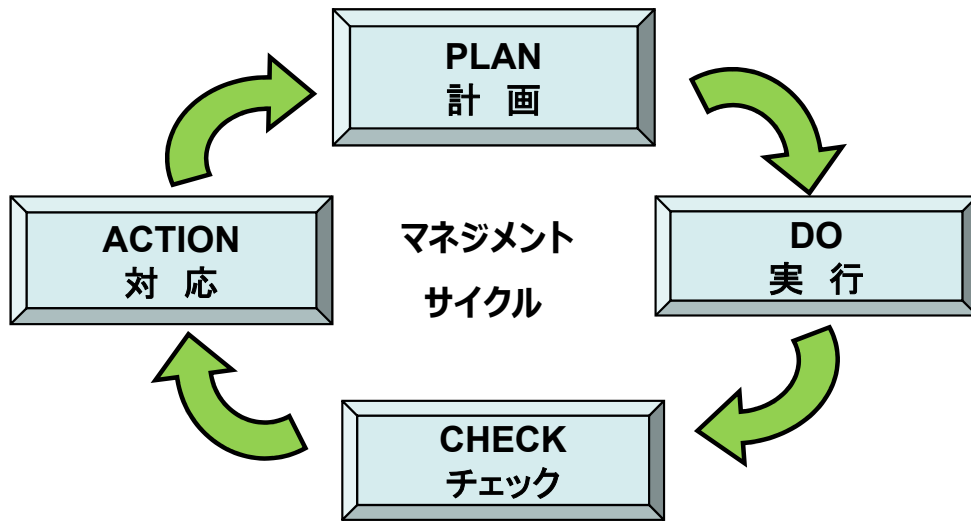
1～9で示した、さまざまな要素

利用者（本人）主体、自立（自律）、エンパワメント、ICFの障害構造、権利擁護、合理的配慮、専門性、チームアプローチ、連携等

がしっかり「おさえられ」、「含まれた」個別支援計画が作成され、実践に結びつけていくことが求められます。



## 個別支援計画による支援 (PDCAサイクル)



サービス管理責任者の役割とは

# サービス管理責任者の4つの役割

## 1 支援プロセスの管理に関する事

- (1) 個別支援計画の作成に関する業務（基準省令第58条-1（以下同））
  - ① 利用者に対する面接等によるアセスメント及び支援内容の検討（第58条-2、-3）
  - ② 個別支援計画の原案作成（第58条-4）
  - ③ 個別支援計画作成に係る会議の運営（第58条-5）
  - ④ 利用者・家族に対する個別支援計画案の説明と同意（第58条-6）
  - ⑤ 利用者に対する個別支援計画の交付（第58条-7）
  - ⑥ 個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）による見直しと計画の変更（第58条-8、-9）
    - a. 定期的な利用者への面接
    - b. 定期的なモニタリング結果の記録
- (2) 当該サービス提供事業所以外における利用状況の把握（第59条-1）
- (3) 自立した日常生活が可能と認められる利用者に対する必要な支援の提供（第59条-2）

## 2 サービス提供者（職員・従業者）への指導・助言に関する事（第59条-3）

## 3 関係者や関係機関の連携に関する事（第210条-6-3、第161条、総合支援法42条等）

## 4 その他（利用者満足度や第三者評価等）に関する事（総合支援法第42条等）

## 1. サービス提供（支援）のプロセスと管理

